

はじめに

この報告は、第18期日本学術会議の「ジェンダー問題の多角的検討」特別委員会の活動をとりとまとめ、それに基づく提言を行うものである。

日本学術会議では、女性科学者の研究環境の改善などについて、1977年以来、85年、94年にそれぞれ要望や提言を行い、第17期には「女性科学者の環境改善の推進」特別委員会を設置して活動し、2000年の総会では「女性科学者の環境改善の具体的措置について(要望)」と「日本学術会議における男女共同参画の推進について(声明)」を発表してきた。第18期には、これらを引き継いで新たな特別委員会として「ジェンダー問題の多角的検討」特別委員会が設けられた。さらに、総会における声明において設定された日本学術会議の女性会員の増加の目標値の達成のためにワーキンググループも置かれることになった。

ジェンダー問題は多くの課題を含んでいるが、今期の委員会では、これまでの日本学術会議における取り組みをふまえて、ジェンダーの視点からの学術の再点検と、それを進めるための重要な前提としての女性研究者の環境改善を中心にして、わが国における男女共同参画社会の確立に結びつく学術研究のあり方についてさまざまな角度から検討してきた。

また第18期には、会長・副会長と各特別委員会の委員長による「日本の計画」委員会が設けられ、21世紀の人類の直面する困難な課題に対する提言としての『日本の計画』がまとめられたが、本特委もこれに協力して、数回の委員会でこの提言に向けた検討を行った。

委員会は、ジェンダー問題と学術研究にかかわるさまざまな課題をめぐって、委員および各分野の有識者による報告を中心に検討を行ってきた。これらの報告の大部分は、『学術の動向』2002年4月号および2003年4月号に掲載されているが、この報告は、第1部に、これらの報告と委員会における討論とに基づくとりまとめを、第2部に委員会およびワーキンググループの活動の経過を、第3部に教育機関・学協会における女性の動向の分析を、収録したものである。

第1部 ジェンダー問題と学術

ジェンダー問題と学術研究

- 1 ジェンダー問題とその意味

社会が活力に満ち、持続的な発展を続けていくには、それを構成する人々すべてが、自由で、自立し、それぞれの多様性が保障され、内にもつ可能性を発展させてその能力を最高度に発揮できる条件が与えられなければならない。そこでは、多様な個性をもつ個々人が、それぞれの特性を発揚できる条件が確保された上で、男性も女性も、可能性に挑戦する機会が保障される。人々の個性や特性・属性などの多様性を相互に受容し尊重しつつ、これまでの社会に見られた差別や不平等を解消し、自立と多元性を前提にした共生社会を構築することは、21世紀の発展モデルにおいて欠くことができない要件の一つである。

20世紀には、男性と女性の差別を解消させ平等を進める方向でさまざまな変化が生じた。民主主義の浸透につれて広く平等な社会が目指され、政治参加や教育を受ける機会をはじめ社会生活のさまざまな場面において、差別の解消、諸階層の平等化が進められた。こうした過程には、諸権利を制限されていた層の強い働きかけ、国際化の進展や情報化の展開がもたらした先進的な状況についての情報の共有や、国際機関による世界的な基準の制定などが大きく貢献している。また、大量生産による消費の大衆化は、民主主義的な平等な社会の物的な基盤となった。さらに、高等教育の広範な普及、女性の高等教育への機会の拡大を通じて女性の社会的な活動の機会が大きく拡大された。これとともに産業技術が発展し、職場の労働環境、労働工程が大きく変化し、いわゆる重筋労働が縮小され、多くの職業において肉体的な制約が解消されるとともに、産業構造の変化にともなって、広範な雇用労働者化が進み、あらゆる職場に女性の進出が進む条件が作られた。

しかしながら、今日の社会においては、なおさまざまな差別や不平等が残されており、新たな視点から一層の平等の実現が求められる。さらに、今日では地球規模で環境問題が深刻になってきたことから、生産の拡大を志向する価値観に代わって持続可能な発展が重要視されることとなった。とりわけ日本のように急速な経済成長を遂げた社会においては、男性中心的で職業活動中心の生き方から脱却して、生活を重視した男女共生型の社会を目指す必要があることが強調されてきている。男女の平等に基づく新たな人間と人間の関係の構築は、ここに新たな意味を持つようになっている。

こうした状況の中で、すでに国連を中心に、女性の能力開発を進め、女性を差別する制度・慣行を廃止する努力が国際的に進められてきた。国連はその創設以来女性の地位について積極的な取組を続けてきたが、特に1975年を国際婦人年と定め、同年メキシコで第1回世界女性会議を開き、79年には国連総会で女子差別撤廃条約を採択し、その後も1980年、1985年、1995年と世

界女性会議の開催を重ね、2000年女性会議では、男女の教育格差の是正、女性への暴力の解消、性的搾取の禁止などを含む「さらなる男女平等に向けた行動指針」をとりまとめるなど、指導性を発揮し世界的に大きな影響を与えている。

- 2 わが国のジェンダー問題

わが国においては、85年に女子差別撤廃条約を批准し、99年には男女共同参画社会基本法を制定するなど、制度的な整備が進められているが、なお社会のさまざまな場面に性別分業・男性中心の意識が残っており、制度の上でもまた社会生活の実態においても解決されていない問題が多く残されている。社会経済的な諸指標を国際的に比較すると、わが国は経済的な指標において高い位置にあるにもかかわらず、男女平等などにかかわる指標においては今なおきわめて不均衡な低い位置にある。それだけに男女共同参画社会の確立に向けた諸施策の周知を図り、国民的な論議を活性化させなければならない。また、両性の平等という観点であらためて法制度を見直し、改善を図る必要がある。しかしながら、法制度などの未整備の問題は、社会生活の隅々にまでわたる慣行・慣習や人々の意識・感覚に基盤をもつものであるだけに、一層長期的な視点に立った積極的な取り組みが求められる。

第一に、ジェンダー問題の実態にかかわる正確な情報の把握とそれに基づくジェンダー視点に鋭敏な社会づくりが必要である。そのためにはまず、社会のさまざまな領域における男女の条件の差異などを的確に把握できるように、ジェンダー統計を整備し、統計調査の設計段階、集計整表の段階、分析の段階、公表の方法などの一連の過程におけるジェンダー視点への配慮が求められる。さらに、ジェンダー問題についての息の長い専門的な研究とその成果の普及教育が進められて、ジェンダー視点に敏感な社会の実現が広汎な領域において図られる必要がある。

第二に、女性が職業生活を送る上で、家事・育児・介護等の負担にともなって就労の中断を余儀なくされ、職業における女性の評価を低下させ、就労条件を悪化させるという構図はなお解消されていない。家事・育児労働に対する評価をあらため、両性の共同分担を進めるとともに、育児等の社会的支援体制の質量両面にわたる改善など、社会化・市場化を通じての負担の適正化を図る必要がある。それと同時に、男性の職業活動を含めた企業社会のあり方の見直しが求められる。

第三に、管理的な職務や社会的意思決定への参画などの、社会的・政治的な場面における男女共同参画の推進においてなお大きく遅れている状況の改善は重要な課題の一つである。多くの場合には機会は平等に開かれているが、これまで人材の育成が不平等になされてきた結果、適材が得られ難いことや、家事・育児・介護等の負担がなお女性に大きくかかっていること、などによって結果として大きな不均衡が生じる状況にある。このことからすれば現状は単に機会の平等を保障するだけでは不十分であり、早急な改善を図るために、一定期間ポジティブ・アクションを講じること、いくつかの場面では

考慮する必要がある。しかし、中長期的視点からすれば、積極的な人材育成や能力開発の方策を講じること、さまざまな面での環境の改善を図ることなどを通じて特別な配慮を要しない状況を創り出すことが目指される必要がある。

第四に、ドメスティック・バイオレンスや職場におけるセクシュアル・ハラスメント、あるいは性の商品化によって生じている問題など、女性の人権にかかわる問題も、現代社会において新たな様相を呈している。人権意識をさらに高揚させる方策が講じられなければならない。それはまた同時に、各個人が自立し、異なる個性や価値観を認めあい、互いの差異を認めあった上での共生社会を構築することでもある。新しい共生社会の具体化とその実現を目指す方策が追求される必要がある。

第五に、法制度の改革も進められてきているが、なお男性中心的な制度が少なからず残されている。そうした状況にとどまっている重要な要因は、社会生活のさまざまな場面における慣行・慣習や人々の意識・感覚などにおける両性の平等の不徹底である。それはきわめて根深いものがあり、わが国社会の現状は、先進諸国の中ばかりでなく、経済的な発展にもかかわらずアジアの諸国の中でも後れをとっている部分が少なくない。新たな視点に立った積極的な改善の方策が講じられなければならない。

- 3 学術研究とジェンダー視点

これらの実践的課題の解決のためには、社会的・文化的に構築されるジェンダー構造の俯瞰的・学術的究明を進める必要がある。とりわけジェンダー問題についての今日における世界的な潮流をさらに積極的に進め、残されている問題点の解決を目指すには、国際的な協議に基づいて国際的な基準を設定し、その水準をさらに高める活動を積極的に進める必要があるが、学術研究は、こうした取り組みの基礎となる理念や研究成果を提示するという重要な課題を負っている。

学術研究における女性研究者の活躍は過去においてきわめて不十分であったが、女性研究者による研究が活発になるのにしたがって、学術研究のあらゆる分野において、女性の視点からの新たな研究の展開が見られるとともに、従来の学術研究には男性の視点から行われた結果としてのさまざまな歪みがあったことに気づかされるようになった。こうして生み出される両性の視点の均衡のとれた、人間的な視点にたった学術研究が今後各分野にわたって進められなければならない。

20世紀の科学にかかわる陰の部分克服した新たな21世紀の科学を追究していく上で、従来の科学の見直しは急務である。こうした見直しの一つの重要な視点として、ジェンダー・バイアスについての検討は重要な課題である。しかしながら、現状では、従来の研究に見られるジェンダー・バイアスの指摘は、なお断片的なものにとどまっており、学術研究の各分野にわたって、その体系的な解明とジェンダー視点に導かれた新たな人間的視点からの研究の方向付けがなされなければならない。

ジェンダーの視点による学術の再構築

これまでの科学を見直し、その再構築を図ろうとする営みは、さまざまな方向から試みられているが、ジェンダーの視点からの提起もまたこのような潮流の中で重要な意味をもつものである。1960年代に女性学が提起されてからすでにかかなりの年数を経過しているが、その間に、より幅広く、多様な学問領域において、過去の研究がもっていた問題点が意識されるようになり、新しい視点に基づく研究が進められるようになってきた。もちろん、学術の世界は、日々新たな研究が重ねられて、新しい視点が示されるだけに、ジェンダーの視点による再構築についても、今後それがどのように展開していくのか予測することは困難である。

女性学が、女性による、女性についての学問研究として出発したことから理解できるように、これまでの学術がほとんど男性研究者によって担われてきたことが、ジェンダーの視点による学術の再構築を必要とさせた要因であった。近年まで、研究者の大部分が男性によって占められ、とりわけ研究を主導する立場の者の場合にはその傾向が強かった。高等教育の享受における制度上の女性差別が解消された後も、この傾向は容易にうち破られてこなかった。しかしながら、わずかずつにせよ女性研究者が増加し、活躍するにつれて、従来の研究がもっていた男性中心的な歪みが明らかにされ、よりバランスのとれた視点からの研究が必要であることが強調されるようになった。その結果、単に女性研究者によるだけでなく、男性研究者も加わって、ジェンダー視点による学術研究が展開されるようになってきている。

ジェンダー視点による学術の再点検は、過去の学術研究のさまざまな歪みを明らかにしてきた。研究課題の設定において、社会における性別分業の下での男性の立場が投影されて、男性的な視点があたかも社会の一般的なあり方であるかのように考えられ、研究が進められてきた。その結果、社会のある種の側面は見落とされ、分析の場に乘せられることなく見過ごされてきた。

男性が職業労働に、女性が家事育児にという固定的な性別分業が当然の前提とされていた時期には、家族はこうした分業に基づいて構成されているものとしてとらえられた。その結果、人間の成長発達過程の研究も、もっぱら母親と子どもの関係が取り上げられ、父親の役割について考察されることがほとんどなされてこなかった。職業労働だけが価値を生むものと考えられたことから、労働という概念の中に家事労働などは含まれないままで扱われてきた。こうした視点が学術研究における課題設定、概念構成、研究方法などのすべてに影響を与えてきた。社会や文化にかかわる実証的研究にとって基本的に重要な各種の統計の編成においても、ジェンダー視点にとっては欠落の多いものであった。性別の分類や表示がなされていないことから、重要な点についても、必要な資料が得られないという状況が少なくなかった。

ジェンダー視点からの学術研究の再構築が重要であるということは、もちろん人間の社会や文化にかかわる人文科学、社会科学の分野において、まず指摘されてきたことであり、多く見いだされたことであるが、自然科学の分

野においてもその影響から逃れていたわけではない。

たとえば、性差を考慮した医療は、わが国ではまだ緒についたばかりといわざるをえないが、この分野での先進国アメリカでもここ数十年の間に大きな進展を見せたに過ぎない。医学研究者の大多数が男性であったことと、医薬品の臨床治験に女性を対象とすることに問題があると思われてきたことなどから、男性を対象とした治験の結果に基づいて性差を無視した医療が一般に行われてきた。性差を考慮した医療の発展によって更年期障害などの治療が進められるようになったばかりでなく、男女の生物学的、生理学的な差異の探求が深められ、肉体的・精神的な特質との関連を明らかにすることが目指されるようになってきている。

性差を考慮した医療は、このようにして性差を考慮した生物学を導いてきているが、こうした形で、人間を対象とするものから生物を対象とする研究にまで広がっていくとき、男女の差の意味が問題となる。すなわち、人間の場合に健康に関係する要因としての男女の差異には、生物学的な性差とともに、職業や社会的地位など社会生活の様態における男女の差異としてのジェンダー要因も重要な意味を持っている。性差を考慮するという時、厳密にいうならば、生物学的な性差と社会的文化的なジェンダーに基づく差異とが含まれることを見逃してはならないわけである。

ジェンダー視点からの研究が進められて、さまざまな学術分野において、従来見落とされていた課題や概念、方法などが取り入れられるようになり、より豊かな、バランスのとれた研究が行われるようになるにつれて、生物をはじめ人間にかかわる多くの学問分野をこえて、物理・化学的な領域においても、女性研究者による研究に含まれる新たな観点の意義が評価されるようになってきている。

このように、ジェンダー視点からの学術の再構築は、その出発点をなしたものは女性研究者による従来の研究の歪みや偏りについての告発の意味を含んだ研究であっただけに、女性研究者が増加し、活発に研究が行われるようになることが重要なことと考えられた。わが国における女性研究者の状況を見るならば、このことを強調することの意味は未だ失われてはいない。しかしながら、たとえ女性研究者が多数を占めるようになったとしても、女性研究者のみによってジェンダー視点に立つ研究が行われることが目指されるべき方向ではない。より重要なことは、男女を含めて、多様な個性をもつ研究者によるジェンダー視点に立つ研究が多くの成果をあげ、それによって従来学術の不備を補正し、新たな学術の再構築が行われることである。

すでにいくつかの点では、このような意味で従来学術研究から新たな内容・方法をもった研究への転換がなされているが、なお多くの分野においては、ジェンダー視点からの提起は、フェミニズム的な立場からの研究という位置づけにとどまっており、研究の動向すべてを動かすに至っていない。今後さらにさまざまな分野における新たな視点に基づく研究が進められ、その成果をふまえて新たな研究の視点が広く共有されるようになることが求められるところである。

研究環境とジェンダー問題

- 1 大学・研究機関・学協会における女性の状況

上に述べたように、ジェンダー視点に基づく学術の再構築を進める上で、一つの重要な要素となるものは、女性研究者による研究が拡充発展することである。しかしながら、これまで大学・研究機関において、また学協会において女性の占める比重は決して十分なものではなかった。大学教員の性別構成については、文部科学省による学校基本調査に示されているので、その結果に基づいて、その特徴を見ておくこととしたい。

大学生の女性比率は、平成14年には、学部学生で38.9%、大学院学生では修士28.1%、博士27.9%となっている。これに対して教員の場合には、助手を含めても16.8%と、学生の場合とは大きな開きがあり、特に教授の場合には8.8%にとどまっている。こうした学生の場合と教員の場合とで、女性比率に大きな差が見られることに加えて、教員の場合には、助手では女性比率が21.7%を占めるのに対し、講師では21.0%、助教授では14.4%、教授では8.8%と順次その比率が低くなっている。

また、学部系統別にも大きな差が見られる。教授の女性比率がもっとも高いのは家政の31.2%であるが、この場合、学部学生の女性比率は94.1%となっている。教授比率でこれに次ぐのは芸術の20.1%(学部学生比率69.2%)、人文科学15.2%(67.4%)、保健14.9%(56.4%)、などであり、もっとも少ないのは、農学の2.1%(41.1%)、工学の1.1%(10.5%)などとなっている。

学協会における女性会員の状況については、これまで十分に明らかにされてはこなかった。女性研究者が少なかった時代には、学協会はほとんどが男性会員のものであり、特に女性会員に注目する必要性も感じられなかったということであろう。しかし、わが国社会においても男女共同参画が強調されるようになると、学協会においてもこうした課題が意識に上るようになった。とりわけ日本学術会議においては、すでに昭和50年代から女性研究者の地位向上についての要望を出して問題提起を行ってきたが、第15期(平成6年)には、「女性科学研究者の環境改善の緊急性についての提言」をまとめ、第17期には「女性科学者の環境改善の推進特別委員会」を設けるとともに、女性会員の増加に向けた取り組みを行うこととした。その成果として第17期の終わりに日本学術会議の女性会員を今後10年間で10%まで高めるという声明を発表した。今回平成15年における第19期の会員選出に向けた学術研究団体の登録にあたって、学協会における女性会員の状況についての報告が求められることとなったのは、この声明の具体化の一つの方策としてである。

わが国におけるすべての学問分野にわたる学術研究団体について、その会員、役員等に占める女性会員の割合などが、統一的に明らかにされたのは、今回がはじめてのことである。これまでは、いくつかの学協会について、そうした資料が得られるにとどまり、学問分野による偏りなどが推測されていたに過ぎなかった。第19期の日本学術会議会員選出にあたって学術研究団体

として登録申請カードを提出したのは1481団体であるが、これらについて本特別委員会において柏木恵子委員によって、会員・役員・学会誌編集委員の女性比率などについての分析が行われた。その詳細は、この報告の第3部に「教育機関・学協会における男女共同参画の動向」として示しているが、そのうちで特に注目すべき点は以下の諸点である。

会員の女性比率は、部による差異が大きい。平成13年度についていえば、もっとも女性会員の割合が高いのは第1部の32.4%、ついで第7部の21.0%であり、第4・5部は10%に満たない。平成11年からの推移を見ると第1部では比率を次第に高めているが、他の部の場合にはほとんど増加していない。

理事などの役員の女性比率は、第1部では13.2%であるが、他の部の場合はほとんど5~6%であり、もっとも少ないのは工学の1.2%である。部の中でも学協会によって差があるが、おおむね女性会員比率と女性役員比率とは関連性があり、女性の多い学会では会長や理事にも女性の割合が相対的に高い。

学協会における女性会員は次第に増加してきているが、それに見合った形で女性役員が増えてきているとは必ずしもいえないようである。

- 2 女性研究者の研究環境とその改善

さまざまな学問分野における女性の視点からの新たな学術研究への期待という点において、女性研究者の絶対数の少なさやその分野などによる偏り、大学・研究機関等における年齢構成や人事配置の上での歪みは大きい問題である。ここには、これまで女性研究者の育成がきわめて不十分であったこと、生涯にわたる研究活動の持続が困難であったこと、などが反映されており、人事選考などにおいて、単純に男性研究者と対等の機会が形式的に用意されていることをもって平等化が実現しているということにはならないという現実がある。研究環境の整備や研究条件の改善などにかかわる意思決定が男女共同参画というにふさわしい形になることは、大学・研究機関等の人員構成を考えたとき、現状ではきわめて困難なものがあり、それだけに関係者のジェンダー問題にかかわる意識改革が求められる。

女性研究者の場合にも、他の職業の場合と同様に、研究活動と家事・出産・育児・介護などとの両立は大きい問題であり、研究活動の継続にとっての障害を取り除く条件が求められる。成功した女性研究者がしばしば結婚や出産・子育てを断念しているといった状況は異常なものといわなければならない。女性研究者の研究環境を改善し、人間的視点からの学術の発展を進めることの重要性をあらためて強調しておきたい。以下、女性研究者の育成と研究環境にかかわる具体的な問題のいくつかについて、その現状と改善の方向についてふれておきたい。

2 - 1 キャンパス・セクシュアル・ハラスメント

職場におけるセクシュアル・ハラスメントの問題は、大学・研究機関等においても、その防止に努める必要のある課題である。とりわけ、学協会の事務室などの狭い職場での問題は、陰湿なものとなる場合も少なくない。こう

した問題に対しては、一般の職場と同様に対応が必要であるが、学術体制の上からとりわけ重要な問題は教員と学生の関係において生じるセクシュアル・ハラスメントである。本特委では、平成14年12月に、公開シンポジウム「学術の世界におけるセクシュアル・ハラスメント - - 加害と被害」を主催して、現状と対策について検討した。

女性研究者の育成の過程でのキャンパス・セクシュアル・ハラスメントは、その研究者としての志向を断念させることにもつながる重大な問題である。とりわけ大学院学生に対する教員のセクシュアル・ハラスメント、いわゆるアカデミック・ハラスメントは、深刻な問題をしばしばひきおこしている。大学院学生を含めて、学生は教員に対して独特な権力関係の下に置かれており、きわめて弱い立場にある。教員がしばしばこうした立場にあることを利用し、あるいは自覚することなしに、セクシュアル・ハラスメントというべき行為を行うことはきびしく排除されなければならないことはあらためていうまでもない。しかしながら、こうした行為が、表面化したものだけでも少なからぬ大学において繰り返されており、学生の立場の弱さや体面を重んじる大学の気風などによって、かなりの数の事案が表面化されないままに置かれていると想定されることは重大な問題である。セクシュアル・ハラスメントを防止し、明るい学園生活を実現することは学術体制にとって必須の課題の一つである。

この問題については、文部科学省の指導等もあり、近年各大学においてセクシュアル・ハラスメントを防止するための規則の制定や委員会や相談員制度の設置などの取り組みが行われている。これらがそれなりの成果を上げていることは評価できるが、制度が整えられただけでは必ずしも事態が改善されたことにはならない。専門のカウンセラーの配置も必要であり、相談員の育成や研修、教職員の意識開発等の取り組みを欠いては、単に形式を整えたに過ぎないことになりかねない。教職員や学生に対する啓発・研修をはじめ、制度を有効に機能させるための努力が不断に行われなければならないが、そうした試みが成功している例は必ずしも多くない。

各大学で制度が整備されるようになったのは、男女雇用機会均等法の制定によって、職場の環境整備が各企業に求められたことを契機とするものであり、この意味では大学においても職場の問題としての教職員間の問題に対応することがまず目指されるべき事柄であった。しかし文部科学省は、教育機関の特性を考慮し、この機会にあわせて、教員と学生・生徒の間の問題としてのキャンパス・セクシュアル・ハラスメントへの対応も平行するように各教育機関に求めた結果、主に教員と学生の間の問題を視野に置いた制度の整備が各大学等において行われた。企業等の職場におけるセクシュアル・ハラスメントと、独特な権力関係の下にある教員と学生の間のカンパス・セクシュアル・ハラスメントの間には、共通する問題とともに、独自の問題もあり、どのような対応が求められるのかについてあらためて検討することも必要なのではないかと思われる。いずれにしても、研究者を目指す若い女性の意欲を断念させるような事態を如何にして回避するのか、関係者の一層真

摯な対応が求められる。

なお、こうした事案に基づいて教員の懲戒処分が行われる場合、これまで国立大学の場合には、国家公務員法によって対応がなされてきたが、私立大学等においてはそれぞれの大学に委ねられてきた。前者においては文部科学省の指導が見られたが、今後国立大学の法人化によって教員が非公務員となるのにもなって、扱いが変化するものと想定される。こうした点についても、今後適切な対応がなされる必要がある。

2 - 2 別姓・通称の使用に関する問題

わが国の民法・戸籍制度においては、夫婦は結婚に際して夫または妻の姓のいずれか1つを選んでその姓とすることとされており、この結果、結婚によって夫婦のいずれかが配偶者の姓に変更しなければならないことになる。このこと自体がアイデンティティの喪失を意味するという問題があるなどの理由によって問題とされることも少なくない。このため夫婦別姓を認める法制度の検討が繰り返されているが、なお結論が得られていない。

研究者の場合には、結婚等によって姓を配偶者の姓に変えることが、結婚前の研究業績とは別の名前で発表される結婚後の業績を、社会的に同一人物によるものと受けとめられ難いという事情も加わり、特に結婚後も旧姓を用いることを希望する研究者が少なくない。しかしながら、従来国立大学等においては、戸籍に記載の姓名を用いることが求められ、少なくとも公的な文書には戸籍とは異なる姓を用いることは許されなかった。私立大学等の場合は、一様ではなかったが、国立大学と同様の取り扱いを受けていた例が少なくない。結婚に際して夫婦のいずれの姓を名乗るかは、自由に選ぶことができるものの、圧倒的多数は夫の姓を名乗ることから、この問題はもっぱら女性研究者にとっての不利な条件をなしてきていた。この他、ペンネームや雅号など、通称が広く通用していて、本名ではわかりにくいという場合も、通称を使用したいという希望を生んでいた。

こうした事情を改善するために、さまざまな取り組みが行われてきた。日本学術会議においても、本特別委員会が第18期日本学術会議会員を対象とした、この問題についてのアンケート調査を実施し、その結果を発表した。これらの取り組みなどの結果、文部科学省は平成14年度から、旧姓などの通称の使用を認める方針に転換した。夫婦別姓の制度化についてはなお検討の過程にあるだけに、問題は残されているものの、とりわけ研究者に問題となる点については前進が見られたことが評価できる。

2 - 3 科学研究費申請資格の問題

文部科学省・日本学術振興会の科学研究費が、研究者の研究資金源としてきわめて大きい意味をもっていることはあらためていうまでもない。この科学研究費は、大学・研究機関などを中心に、文部科学省の認定する機関に専任として勤務する研究者が申請の資格を認められているが、これ以外の機関に勤務する者や大学等の非常勤講師などには、申請が出来ないことになって

いる。この意味で、科学研究費はわが国の研究者のすべてがその恩恵に浴することができる制度にはなっていない。

こうした制限は、主に研究費の経理上の便宜から行われているものと思われるが、いくつかの矛盾を含むことは否めない。例えば、日本学術振興会の奨励研究員として申請資格を持っていた若い研究者が、その期間を終えていくつかの大学の非常勤講師となった場合には、それまで認められていた申請資格を失う結果となる。また、博物館の学芸員などの場合には、同じような仕事に従事しているにもかかわらず、申請資格の認められる機関に勤務している者と、それが認められない機関に勤務しているものとが含まれることになる。

非常勤講師などに申請資格が認められないことは、若い研究者に共通する問題点であるが、大学等で専任教員の職を得ることが女性研究者の場合にはより困難であるだけに、女性研究者により多く問題となる事柄であるといわれる。この問題の改善のためには、一定の条件の下で研究者を認定するといった方策が考えられるが、なお事態は動いていない。

2 - 4 子育て支援の問題

日本における女性の年齢別労働力率を示すグラフが、近年その底が浅くなってきているとはいえ、未だにM字型の曲線を示し、子育ての期間に離職する例が少なくないことは、わが国の男女共同参画社会の構築の上での問題点の一つである。この事態は、性別分業が支配的で、男性は職場、女性は家事・育児、という分化が明瞭である中で、女性の職場への進出が進むことによって生じるものであり、多くの先進国においても、かつては同じような状況にあったのであるが、これまでにそれを克服し、男女ともに台形のカーブを描くようになってきている。わが国の場合にはなお、性別分業の意識が根強いことがM字型曲線に現れている。この問題は、少子化をもたらす重要な要因の一つと考えられており、子育て期間の夫婦への支援の体制を強化することの重要性が強調されている。

子育ての時期の支援の重要性は、研究者の場合にも例外ではない。本特委においては、平成15年3月に「研究者への育児支援」を課題とする公開シンポジウムを開いて、この問題の現状と必要な対策などについて検討した。子育ての期間の研究者が研究と育児とを両立させるためには、さまざまな支援策が求められるが、これまではきわめて不十分で、子育てを断念したり、研究を中断せざるを得ないといった状況がむしろ多かったといわざるをえない。

子育ての支援策として、まず考えられるのが保育の支援である。保育施設や保育サービスの充実が必要なことは、仕事と育児の両立にかかわる一般的な問題であるが、日常的な保育施設やサービスの問題のほかに、研究者の場合には、固有の問題もある。学会大会をはじめ研究会等の研究交流は重要な意味をもつ機会であり、こうした機会に子どもを連れて出席するためには学会や研究会などが行われる施設での一時的な保育サービスが用意されることが望まれる。最近数年の間に少なからぬ数の学会で、大会時の保育サービス

が用意されるようになってきているが、利用者の便宜を高める観点からそのあり方を整備していくとともに、さらに多くの学会で取り組みが広がることが求められる。本特委が学会大会時の保育サービスについて第18期日本学術会議会員に対して行ったアンケート調査では、多数の会員からその必要性が指摘されている。

育児休業などの制度も、子育て期間に対する重要な施策であり、制度の趣旨を活かした適切な運用が求められる。この制度の趣旨についての理解が不十分な職場が少なくないことはしばしば指摘されるところであるが、大学・研究機関等においては、こうした側面での研修等が十分に行われている場合はむしろ少ないと思われる。意識改革を通じて、職場の雰囲気改善することは必要な課題である。今後進められる大学・研究機関の評価においては、その評価項目の一つに、研究と子育ての両立についての整備の状況が加えられることも検討されるべきであろう。

育児休業などによって、勤務の中断が行われる場合の問題の一つに、科学研究費による研究期間中に育児休業等をとることになった場合の処理の問題がある。職場復帰後に研究が再開できるような対応や、研究の態様によってはある部分を継続して研究が行える措置などの検討が望まれてきた。この問題について1年間の育児休業による中断が認められるようになったことは一つの前進である。

- 3 女性研究者のライフコースにおける諸問題

さきにふれたように、大学における女性教員の割合を見ると、助手以上の女性教員は、この10年の間に全体として10.6%から16.6%へと増加してきているが、教授ではなお8.8%という状況である。この数値について、一つには、ここ10年間ににおける女性教員の増加に注目して、今後助教授や教授についても、男女比のアンバランスが急速に是正されるであろうという見通しもたてられる。しかしながら、もう一つには、高等教育が制度上女性にも平等に開かれてから、すでに半世紀に及ぶことを考えるならば、今後も事態の改善は容易ではないという見通しもある。二つの見通しのいずれが現実となるかは、女性研究者のライフコースの各段階における課題の今後の推移にかかわっている。

紆余曲折の職業人生

近年では、大学入学時の専門選択が一生の進路を必ずしも決定するのではなく、多様なキャリア経路を辿って、研究活動に従事する男女の研究者が増加しつつある。

特に女性研究者の場合、出産・育児・介護などの家庭責任と研究者としての仕事の両立という課題に直面する者が、現在までのところ男性研究者に比して、極度に多い。そのため、女性研究者の中には、大学卒業以降、継続して研究という職業に従事してきた者もいるが、中には紆余曲折の職業人生を歩む者も多くみられる。特にこれまでの女性研究者においては、特定の研究

分野において「一定以上の職業的地位の上昇が期待できず、したがって研究費や研究機会の拡大が期待できないために、専門分野を転換する」という紆余曲折のタイプが見られる。もう一つには、出産・育児・介護などの家庭責任を果たすために研究生生活の中断や断念を余儀なくされ、紆余曲折の職業人生を送るタイプがある。

多様なキャリア経路を辿って研究活動に従事する女性研究者に対する支援の仕組みが工夫されねばならない。

大学から大学院への進学

平成14年の「学校基本調査」によると、家政学関連の分野を除く、人文科学、社会科学、理学、工学、農学、保健、教育、芸術の全ての分野において、学部学生における女性比率よりも大学院学生における女性比率のほうが低い。しかし、この格差は年々縮小しつつある。

ここには、経済的な、あるいは娘の生涯設計の観点から進学を支援しない家庭の状況、女子学生の入学を歓迎しない大学院の雰囲気、職業としての研究者の道を選択しない女子学生の状況など、いくつかの要因が存在しているかも知れないが、これらの諸要因の克服が今後の課題である。

大学院終了後の進路

国・公・私立大学を通じて、大学院修士・博士課程における女性比率よりも講師・助教授の女性比率は低い。つまり、大学院を終了しても、研究者としての就職が可能となっていない度合いが、男性よりも女性に大きいといえる。

昇進・昇格などの格差

大学・研究機関への就職の後の昇進・昇格・昇給など、これまでに行われた調査によると、の段階における研究者としての職場への参入に際しての壁の大きさがもっとも深刻であるといわれてきている。さらに、就職後の昇進、昇格・昇給に関しても男女差別ないしは、格差が存在することが指摘されている。

こうした点に関連してまず問題となるのは、大学等における人事選考や処遇、研修等の機会などの面で公平性が確保されているのかどうかという問題である。大学等では基本的に業績主義がとられているが、それでも採用において公募方式によらない場合や昇任・昇格などにあって透明性が疑問視される場合も指摘されることがある。上記のように教授の9割以上が男性という、人員構成において圧倒的に男性によって意思決定が行われる体制にあるだけに、不公平感を生まない配慮はことさら重要である。

一般に職場において問題にされるように、研修の機会などにおいて異なった取り扱いがなされている場合に、そのことを考慮せずに業績や能力によって選考が行われることは公平を欠く結果をもたらすことになる。同等の素養があったとしても、それを涵養する条件が同じように与えられないままに、

十分な成果があげられず、業績が乏しいと評価されることになることが少なくないからである。これまでさまざまな場面で女性に十分な機会が与えられずに、能力を高めることが出来ず、結果として低い処遇に甘んじざるを得なかったことが数多く指摘されている。今日大学等において、男女にかかわらず業績によって人事評価を行うということで平等な機会が保障されているといわれることが多いが、こうした前提条件にまで立ち入った検討がなされる必要がある。

結婚・出産・育児・介護などのライフ・イベント

女性研究者に対して「まず家庭責任を果たすべきである」という周りの役割期待が大きい場合、あるいは本人のそのようなジェンダー認識が強い場合に、結婚・出産・育児・介護など家庭責任が研究の遂行や継続の阻害要因となっている場合がしばしば見られる。

最近では、これらの家庭責任を妻/パートナーと共同で担う男性研究者も出現しつつある。家庭責任を担う女性研究者および男性研究者に対する支援体制の充実が必要である。

こうした文脈において問題になるのが、家事労働や育児等の負担である。わが国の場合には、家事労働や育児・介護等においては、なお性別分業の意識や実態が大部分を占めている。女性の社会的進出が進む以前には、性別分業は、男は仕事・女は家事という分担を意味していた。これに対して、女性の職場進出が進んだにもかかわらず、男性の家事労働時間が依然として極端に短いという事態がつづき、男は仕事・女は仕事と家事という二重負担の状況が広がっている。女性研究者の場合にも、事態は例外ではなく、結婚し、子供が生まれると、研究と家事の二重負担に耐えなければならないことになる。そのことを考慮すれば、男性研究者と業績主義において平等に評価されるといっても、身軽な走者と重い荷物を背負った走者との競争のような事態を想定しなければならないのである。

二重負担を一時回避しようとするれば、研究の中断が避けられない。それが研究者としてのキャリアにマイナスの影響を与えないわけにはいかない。育児休業等の制度が整備されてきているとはいえ、職場の理解や支援が得られ、人事選考等において不利な条件とならないという保証が常に得られるとは限らない。

任期制・公募制

男性の研究指導者が特定の自分の教え子を研究分野ないし研究室の後継者として育成することを当然視している場合には、女性研究者の職場参入は困難であったが、任期制・公募制の導入は、女性研究者の不利を徐々に取り除きつつあり、実力に応じた女性研究者の就職・転職・昇進・昇格・昇給への促進要因となりつつあるといわれている。

あらためていうまでもなく、結婚して家庭を築き、子どもを育てることは、

人間として当然にたどるべきライフコースであり、こうした過程を経て人間的な成長を遂げていくことは人生の重要なことである。これまでの女性研究者の場合に、高度な研究を実現するために、こうした過程を犠牲にし、生涯独身を貫かざるを得なかった例が少ないことは悲しいことというべきであろう。女性研究者のライフコースが明るいものとなる条件を整えることは、今日なお重要な課題といわざるをえない。

学校教育とジェンダー

大学・大学院が研究者の育成にとっての直接的な場であるのに対して、小学校から高等学校までの学校教育は、人間形成において、また進路選択において重要な役割を果たしており、そのようなものとして研究者の育成にとっても大きな意味をもっている。それだけに学校教育の場におけるジェンダー問題は、わが国におけるこれまでの、そしてこれからの男女共同参画の進展にとって、重要なかわりをもっている。

学校教育においては、過去には男女の性差に基づく特性に対応した教育が必要であるという考え方が支配しており、男性支配の社会的伝統と結びついて、教科の編成においても、教育の内容においても、また学級や学校の運営においても、男尊女卑の雰囲気を作ってきた。そうした学校の日常的な雰囲気は子どもたちを包み、自然と男性中心的なものの考え方を受容し、定着させてきた。第二次大戦後、教育の場における男女平等が規定されるようになった後も、学校教育のこうした体質は容易には解消されてこなかった。ジェンダー問題についての関心が強まる中で、ようやくこうしたあり方は変化してきているが、なお問題は決して小さくない。

たしかに、従来問題とされてきた男女別の教科の差異や、教科書の記述などにおけるジェンダー・バイアスは、近年大きく改善されてきたといえるであろう。国が男女共同参画の方向を提示したことが、家庭科の男女共修や教科書の文章や挿し絵などについての、ジェンダーの視点に基づく検討を要請してきた。この結果、いわゆる「おもてのカリキュラム」については、問題が表面化することは少なくなった。

しかしながら、学校教育において長く支配的であった、性差に対応した教育やさまざまな形での男尊女卑の伝統や慣行が、なお潜在的に学校教育の場に残されており、それがいわゆる「うらのカリキュラム」ないしは「かくれたカリキュラム」として子どもたちの進路の選択や役割認識に影響している。さまざまな機会に児童生徒を男子と女子という形で区分し、男子優先という形で編成することが慣行化しており、それが子どもたちの意識の深層に影響を与えることとなる。あるいはまた、教師の意識の中に、伝統的なジェンダー意識が潜在していて、特に意識することのないうちに言動にそれが現れる。

学校教育の場における問題は、教師集団や学校運営のあり方とも無関係ではない。小学校をはじめ、中学・高校においても、女性教員は近年増加しており、平成14年現在、小学校では65.2%、中学校では40.1%、高校では24.3%を占めるに至っているが、管理職の場合には女性の比率はなおきわめて低い。小学校の場合には、このところ急増しているが、教頭で22.4%、校長では16.5%となっている。これに対して、中学校ではわずかに、教頭で7.7%、校長で3.8%に過ぎず、高校の場合には教頭で4.4%、校長で3.8%に過ぎない(文部科学省「学校基本調査」による)。成長過程にある子どもたちにとって教師の役割モデルとしての意味の大きいことを考えるとき、教師集団や学校運営における男女共同参画の一層の推進が重要と思われる。とりわけ教員の意識改革が課

題とされるところである。

ジェンダー問題の観点から学校教育のあり方を考えるとき、性差と学力や体力の関係についての整理を行うことは重要である。これまでも国内においても、また国際的な形でも、いくつかの研究がなされてきたが、さらに調査研究を重ねることが求められる。しかし、この点では、学力や体力における個人差と男女の二分論に基づく性差との関係を明確にする必要がある。個人差を性別に集積して差異を論じることは安易な考え方で、その他にもいくつかの指標に基づく分類区分の集積は可能であり、ジェンダー問題の理解において、また学校教育が成果を上げていく上で、どのような分類区分が有効であるのかについての検討がなされる必要があるだろう。近年の学校教育が、児童生徒一人一人の個性を重視し、その伸長を図っていくことを目標としてきていることは、この意味で望ましい方向ということができよう。

男女の平等を進め、男女共同参画社会を築いていくという方向は男女の別学とは矛盾するところがある。女子生徒のみの学校の設置された意味は時代によって大きく異なってきたが、今日すでに多数の共学の学校があり、女子の学生生徒の進学にとりわけ不利益な状況がなくなった状況の下で、女子学生生徒のみの学校が維持されている意義については、なお男女共同参画社会の構築が十分に達成されておらず、さまざまな場面においてリーダーとして活動するための機会を特に用意して、今後の事態の改善に資する必要があることが指摘される場合が少なくない。なお過渡的な状況としてこのような意味があることは考慮されながらも、近年多くの女子校が共学化の方向を見せていることは、重視すべきことであろう。もちろん私立学校の場合には、それぞれの学校の建学の精神等による多様な選択がなされる所であるが、今後国公立の学校の場合にどのような意義を認めていくのかという問題は重要であり、必要な論議がさらに重ねられなければならない。

学校教育とジェンダーの問題は、単に教育制度や教育内容などの上で女性が差別的な扱いを受けることがないように必要な施策を講じるということの意味するものではない。より積極的に、子どもたちに男女共同参画社会の意義とその構築に必要な取り組みを理解させ、その取り組みに参加していく態度を醸成するものであることが必要であろう。そのような理念や推進方策についてさらに論議が重ねられることが重要であり、このような観点からの学校教育や学校文化の再点検が求められる所である。

日本における男女共同参画社会の構築と学術

- 1 男女共同参画社会の確立に向けての学術研究の課題

学術の世界において男女共同参画を進めることが学術研究の新たな展開にもつ意味と、そのために研究者を取り巻く環境の改善など学術の世界における男女共同参画を進めるために必要な方策について、ここまで検討してきたが、ジェンダー問題と学術研究との関連を考察する場合には、もう一つの課題として、わが国社会における男女共同参画を進めていくために、学術に求められる事柄についての検討を行わなければならない。

男女共同参画社会の構築のためには、ジェンダー問題についてのさまざまな分野からの研究を一層進める必要がある。性差とジェンダーについては、なお多くの解明すべき論点があり、新たな研究に基づいて男女の平等の意味やあり方について、さらに共通理解を深めていくことが求められる。また、わが国の社会や文化、あるいは人々の価値観などにかかわって、一層の平等化を進める上での問題の所在についても新たな学術研究の展開が必要である。

性差については、女性におけるXX、男性におけるXYという性染色体の遺伝子の差異としてとらえられてきた。近年における分子生物学の発達によって、ヒトの遺伝子の解明が進み、性染色体の役割や、性差の意味などについて新たな知見がうまれてきている。こうした分野の研究が進められることによって、生物学的性別を二項対立的に区分することについても、その意味をとらえなおし、セックスという概念のとらえ方にも新たな状況を創り出すこととなるのではないかと思われる。

男女の間に生物学的な差異があり、それが生殖系の器官にとどまらず、さまざまな生体機構においても指摘でき、平均寿命などにも明らかに差が見られる一方で、男女の平等をどのように理論づけるのかという課題についても、一層の解明が求められる。社会的な差別には、さまざまなものがあるが、そのうちで男女の差異の特質を明らかにし、相互の依存や競争のあり方について論議を深めることが、男女共同参画社会の確立の理論的な基盤づくりをなすものとなる。それはまた、ポジティブ・アクションなどの理論的根拠やあり方などについての解明とも結びつくものであろう。

社会事象の男女別の動向が明確化される、いわゆる「ジェンダー統計」の整備を含めて、社会的な変化の進む過程で、男女共同参画社会がどこまで実体化されてきているのかを明らかにし、残された課題を示していくことは重要である。それはまた、わが国の社会制度や文化、人々の社会意識などと、男女の平等や男女共同参画社会の理念との関連を明らかにすることでもある。税制や社会保障制度の仕組みのうちには、旧来の男性中心的社会や性別分業の下での家族や夫婦関係に対応する制度が見いだされることが指摘されている。

学術の世界における男女共同参画の推進とわが国における男女共同参画社会の確立が、相互に支え合いながら強力に押し進められることが期待される。

- 2 研究環境の整備の課題

少子高齢化の進展、国内経済活動の変容、高度情報化の進展とコミュニケーションのあり方およびその技術の転換等、日本の社会経済情勢の急速な変化に対応し、活力に満ちた社会を創っていくためには、社会のさまざまな分野で一人ひとりの多様な個人が、それぞれその人らしく生きていくことによって、社会全体としての柔軟な持続可能性が強化されると考えられる。そのためには、男女が、互いに人格・人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が、極めて重要である。

また、男女共同参画社会は、男女があらゆる分野で活躍できる社会である。このような社会の実現は、一人ひとりの個性に応じた家庭生活とその他の活動を充実させるとともに、ひいては社会全体の活力の維持と発展に大きく貢献する。

日本における学術の分野に目を向けるとき、本報告の 1. 「大学・研究機関・学・協会における女性の状況」に示したように、研究分野による差異や変化の相違は認められるものの男女の間に未だに大きな格差が存在する。そして、このことが、学術を構築する上での発想・方法・成果の多様性や創造性を制限している場合があるといえよう。

女性研究者を男性研究者の中に「入れてほしい」、「入れてあげよう」という「女性研究者の地位向上必要論」が存在する一方で、近年になり「男女研究者が共存し、協力することが、学術の向上そのものに資する」という立場をとる人びとも男女研究者の中に見られるようになってきている。

たとえば、「研究者の子育て支援」を論ずる際に、そのテーマは、(A)「女性研究者たちのための支援である」と思うか、(B)「育児責任をもつ男・女研究者たちのための支援である」と思うのかによって、対応が異なりうるのである。男女共同参画社会の構築と学術の関連でいえば、現在のところ、個別の研究分野や、大学・研究機関および学・協会の状況によって(A)か(B)のいずれかの対応を二者択一する場合もありうるが、全体としては、当面、両方の併存が現実的といえるであろう。

女性研究者にとって研究活動や教育活動を継続しやすい研究環境を整備することは、単に若手の女性研究者のみならず、若手の男性研究者にとっても、個性に応じたライフスタイルを選択しつつ、その人らしい研究活動や教育活動を生き生きと継続する条件を整えることになるのである。

文部科学省生涯学習政策局は2002年(平成14年)11月11日から2003年(平成15年)3月31日までの約5ヶ月間に「女性の多様なキャリアを支援するための懇談会」(丹羽雅子座長)を設置し、その三つのテーマの一つとして「大学・研究所等の女性研究者への支援の在り方について」を掲げた。同懇談会の『「多様なキャリアが社会を変える」第1次報告(女性研究者への支援)』

(2003(平成15)年3月25日)においては、「女性研究者の活躍により、新しい研究分野が生まれたり、斬新な視点に立った研究が行われるようになっている」(21項)と述べている。男女共同参画の進展とジェンダー研究の深化という視点に立てば上記のような現象の実際例を構造的・立体的に分析する実証的研究をさらに積み重ねていく必要がある。

- 3 残された課題

わが国社会における男女共同参画の実現には、なお多くの問題が残されている。とりわけ学術の世界においては、その研究のあり方においてもなお説明されなければならない課題が多く残されている上に、研究者を取り巻く研究環境においても、改善の必要な点が少なくない。日本学術会議は、これまでこれらの課題についての取り組みを行ってきたところであり、本特別委員会もまたその趣旨での活動を行ってきた。しかしながら残された課題は極めて多く、なお引き続いて事態の改善に向けた取り組みが重ねられなければならない。

第19期以降においてもジェンダー問題をめぐる積極的な取り組みが日本学術会議において進められる必要があることを、指摘しておきたい。

提 言

日本学術会議が第17期に行った声明では、女性会員を2010年までに10%に増やすという数値目標を示しており、引き続き女性会員の増加のための取り組みが必要とされる。今後の日本学術会議の組織改革によって、会員選出の方法が変更される場合に、この数値目標自体の再検討もなされるべきであろうが、女性会員に関わる数値目標を達成するためには、大学・研究機関・学協会等における女性科学者の質量にわたる充実が求められ、その前提として女性科学者の研究環境の改善が必要とされる。

ジェンダー問題は、国際的に学術研究に関わる重要課題として関心が集まっており、日本学術会議は、今後もジェンダー視点に基づく学術の再構築を進め、女性科学者の研究環境の改善を図り、もって日本学術会議において適正な数の女性会員が安定的に確保されるように、国際機関とも協調しつつ、積極的な取り組みをさらに続けていく。大学・研究機関ならびに学協会においても一層の取り組みが望まれる。ここに、学術研究に関わるジェンダー問題の改善に向けて、特に必要な方策について提言を行うものである。

1 女性研究者問題の改善に向けての長期的方策に関する提言

女性研究者の就職・昇任・昇格等における不平等を含めて、女性研究者問題に立ちはだかる壁は、ライフステージのあらゆる領域での男女を平等に評価する人権思想の欠如であり、人権思想の確立が図られなければならない。特に問題として表面化するのは、セクシュアル・ハラスメントと出産・育児への配慮・制度の欠如である。本格的セクハラ防止対策と的確な相談、解決策が優先されるべきである。出産と育児に関しては、個人の努力や家族の協力・職場の理解といったレベルのみで解決される問題ではない。従来の発想の根本的な転換を図り、必要な制度、保障を緊急に整備する必要がある。

2 ジェンダー視点に基づく学術の再構築のための提言

ジェンダー視点に基づく学術の再構築は、まだ緒についたばかりであり、その意義を広く認識し、新たな視点に基づく学術の展開が図られるように積極的な取り組みが緊急に進められる必要がある。このためにも、女性研究者の質量両面にわたる拡充が重要であり、児童生徒への学術研究への動機づけを図り、研究環境を改善し、大学・研究機関・学協会等における男女共同参画の積極的推進を図るなどの取り組みが求められる。

3 男女共同参画社会に向けての長期的課題に関する提言

男女共同参画社会の確立のためには、なお改善を図らなければならない課題が少なくない。社会的な諸制度、慣行、価値意識などの広い範囲にわたって、ジェンダー視点に基づく学術研究による積極的な研究を進め、残されている問題点とその基盤を解明して、改善に結びつけていく必要がある。

第2部 ジェンダー問題の多角的検討特別委員会の 活動経過

委員会の活動経過

(1) 委員会の開催状況

- 第1回委員会 - 平成12年11月2日 -
本委員会の活動方針について
ジェンダー問題の定義、学術のジェンダー構造、日本のジェンダー問題、性犯罪とジェンダー問題等について検討していくことが提案され、今後課題を具体化していくこととした。
- 第2回委員会 - 平成13年1月19日 -
本委員会の活動方針について
課題に関する報告
岩井宜子委員「フェミニスト犯罪学と刑事法規制」
神野直彦委員「ジェンダーと三つの政府体系」
- 第3回委員会 - 平成13年2月16日 -
課題に関する報告
伊藤セツ委員「ジェンダー課題解決のツールとしてのジェンダー統計」
- 第4回委員会 - 平成13年3月22日 -
課題に関する討議
男女共同参画社会の確立にとって必要な方策と従来の学術研究についてのジェンダー視点からの見直しについて各委員から意見を述べ討議した。
- 第5回委員会 - 平成13年4月27日 -
日本の計画委員会の集中審議に向けての中間報告について
- 第6回委員会 - 平成13年5月29日 -
日本の計画委員会に向けて中間報告案について討議を行った。
- 第7回委員会 - 平成13年7月9日 -
課題に関する報告
柏木恵子委員「発達心理学の立場からの親子関係と発達に関する研究の動向」
- 第8回委員会 - 平成13年9月7日 -
課題に関する報告
大沢真理教授「ジェンダーの視点に立った学術の再構築 - - 社会政策研究に即して」
天野恵子教授から「Gender-specific Medicine のアメリカと日本の状

- 況」
- 第9回委員会 - 平成13年10月12日 -
課題に関する報告
大野 曜理事長「国立女性教育会館の女性学・ジェンダー問題に関する取組と今後の課題」
館かおる教授「ジェンダーの視点に立った学術の再構築 - - 女性学・男性学・ジェンダー研究からの提起」
伊藤るり教授「ジェンダー視点に立った開発研究・移動研究の再構築」
- 第10回委員会 - 平成13年12月25日 -
課題に関する報告
内海房子氏「企業における女性技術者の処遇の動向」
- 第11回委員会 - 平成14年1月31日 -
課題に関する報告
目黒依子教授「国際的視野に立ったジェンダー問題の検討」
- 第12回委員会 - 平成14年2月15日 -
課題に関する報告
高橋清久委員「精神医学とジェンダー」
- 第13回委員会 - 平成14年3月19日 -
課題に関する報告
田中かず子氏「キャンパス・セクシュアル・ハラスメント問題について」
- 第14回委員会 - 平成14年4月19日 -
課題に関する報告
折茂茂委員「Gender-Specific Medicine 性差を考慮した医療」
- 第15回委員会 - 平成14年5月10日 -
課題に関する報告
伊藤公雄教授「ジェンダー研究をめぐって」
- 第16回委員会 - 平成14年6月24日 -
課題に関する報告
鶴田満彦委員「フェミニスト経済学の可能性と問題点」
- 第17回委員会 - 平成14年9月20日 -
特委の報告のとりまとめの方針について
- 第18回委員会 - 平成14年10月18日 -
特委の報告・提言について、登録団体の回答分析、シンポジウムについて
- 第19回委員会 - 平成14年12月24日 -
課題に関する報告およびシンポジウム打ち合わせ
藤野正隆委員「海事工学分野における女性学協会員と女性就学者・卒業者」
- 第20回委員会 - 平成15年1月27日 -

課題に関する報告

- 島津 格委員「フェミニズムへの疑問――平等論への序章」
第21回委員会 - 平成15年2月13日 -
公開シンポジウムについての検討
第22回委員会 - 平成15年3月27日 -
報告書原稿についての審議
第23回委員会 - 平成15年4月25日 -
報告書についての審議
第24回委員会 - 平成15年5月17日 -
公開シンポジウム打ち合わせ
第25回委員会 - 平成15年6月5日 -
今後の課題などについて検討

(2) 公開シンポジウム。公開講演会等の開催状況

- 1 本特委の活動の概要を発表する公開講演会を開催した。

「ジェンダーと日本の学術」平成15年5月17日。

司 会	放送大学教授	原	ひろ子
ジェンダー問題の多角的検討			
	和洋女子大学特任教授	蓮 見	音 彦
女性研究者の研究環境の改善			
	名古屋大学教授	池 内	了
学協会における男女共同参画			
	文京学院大学教授	柏 木	恵 子
精神医学とジェンダーの視点			
	国立精神・神経センター総長	高 橋	清 久
社会政策とジェンダーの視点			
	東京大学社会科学研究所教授	大 沢	真 理

- 2 女性科学研究者の環境改善に関する懇談会(JAICOWS)および複数の研究連絡委員会との共催による公開講演会を以下のように開催した。

「科学研究費と女性研究者」平成13年3月30日

司 会	東京都立大学教授	浅 倉	むつ子
科学研究費補助金の仕組み			
	文部科学省学術研究助成課企画室長	佐久間	研 二
科研費と女性研究者問題			
	放送大学教授	原	ひろ子

非常勤講師にとっての科研費の問題点

立教大学非常勤講師 中 根 美知代
研究者の姓の表記について(別姓使用の制限)
慶應義塾大学助教授 加 藤 万里子

「研究の世界における男女共同参画を目指して - - 学校教育とジェンダーを考える」平成14年3月25日

司 会 昭和女子大学教授 伊 藤 セ ツ
東京学芸大学教授 村 松 泰 子
学術研究と学校教育におけるジェンダー認識の関連
お茶の水女子大学教授 館 かおる
理数科教育とジェンダー OECD・PISAの数学的・科学的リテ
ラシー調査結果の男女差を中心に
国立教育政策研究所 瀬 沼 花 子
大学の理工系学部における女性へのポジティブ・アクションの可能性
関東学院大学工学部土木工学科の事例
関東学院大学教授 昌 子 住 江

「学術の世界におけるセクシュアル・ハラスメント - - 加害と被害」平成14年12月24日

司 会 放送大学教授 原 ひろ子
博士号取得者の被害実態について
慶應義塾大学助教授 加 藤 万里子
大学の法的責任 教育研究環境配慮義務との関連で
立命館大学教授 松 本 克 美
キャンパス・セクシュアル・ハラスメントの解決に向けて
お茶の水女子大学教授 戒 能 民 江
国立大学等におけるセクシュアル・ハラスメント防止等について
文部科学省人事課審査班主査 出 澤 忠

「研究者への育児支援」平成15年3月27日

司 会 専修大学教授 岩 井 宜 子
放送大学教授 原 ひろ子
研究者への育児支援について
文部科学省男女共同参画学習課女性政策調整官
渡 部 徹
研究者と子育て
東京医科歯科大学教授 都 河 明 子

応用物理学会のアンケート調査より

富士通カンタムデバイス	堂 免	恵
パネルディスカッション「楽しく子育ても研究も」		
慶應義塾大学助教授	加 藤	万里子
昭和女子大学助教授	中 山	栄 子
慈恵会医科大学助手	池島(片岡)宏	子
富士通カンタムデバイス	堂 免	恵

(3) その他の活動

- 1 第17期の総会決議に基づく女性会員の増加に結びつけるために、会員推薦にかかわる学術研究団体の登録書類の改正について、推薦管理会に依頼し、19期会員推薦のための登録手続きから新たな書式によることに実現を見た。
- 2 本特委に置かれたワーキンググループを中心に、「研究者の別姓使用に関するアンケート」及び「学会大会の保育サービスに関するアンケート」の2つのアンケートを全会員を対象に実施した。

ワーキンググループの活動

第17期の日本学術会議において「女性科学者の環境改善」の特別委員会が設置され、この特別委員会からの提案によって第132回総会において、「女性科学者の環境改善の具体的措置について」とする「要望」が決議された。そこでは、女性科学者が強く要望している事柄を8項目にわたって整理し、具体的な改善措置を政府・大学・研究機関・学協会に対して要望している。

第18期に入って、「ジェンダー問題の多角的検討」特別委員会が設置されることになったが、第17期に出された上記の「要望」がどの程度実施されているかを点検する必要があるとの声があがり、池内幹事を委員長とするワーキング・グループを設置することになった。

ワーキング・グループは、まず、「要望」で掲げられた各項目について状況を把握した上で、実行可能な事柄について活動を行ってきた。各項目についての、活動状況は以下のようなものである。

(項目1) 大学や研究機関での教員や研究員、院生や学生の男女比率を調査・公表し動向変化を分析すること。

これについては、国立大学協会は既にその調査活動を行うことを決定しており、公立大学および私立大学に対して、同様な調査を行うよう働きかけることとした。

また、文部科学省生涯学習政策局は、2002年11月に[女性の多様なキャリアを支援するための懇談会](丹羽雅子座長)を設置し、その3つのテーマの一つとして「大学・研究所等の女性研究者への支援の在り方について」を掲げた。同懇談会が出した『「多様なキャリアが社会を変える」第1次報告(女性研究者への支援)』(2003年3月25日)においては、国公立大学において「女性研究者の活躍により、新しい研究分野が生まれたり、斬新な視点に立った研究が行われるようになってきている」(21項)と述べている。これは、女性研究者の学術への寄与が具体的に評価されるようになってきていることを物語っている。

(項目2) 「学術における男女共同参画を促進するための研究・教育プロジェクト」などの目的を限定した予算項目を設定すること。

文部科学省の科学研究費補助金において、まず時限付き複合領域における分科細目として「ジェンダー」が新たに立てられ、2003年度より正式の分科細目として募集できるようになった。また、科学技術振興調整費においても「男女共同参画」に関するプロジェクト募集が行われ、かなりの進展があったと評価できる。

(項目3) 研究者への育児支援を充実させること。

各大学で(文部科学省においても)保育所を設置したり、大会開催時に

保育室を設置する学協会が増加しており、徐々に改善の方向に向かっている。ワーキング・グループにおいては、2001年の秋の総会において学術会議会員に対して、「学会大会時における保育サービス」のアンケート調査を行った。その結果は、『学術の動向』2002年4月号に掲載しているが、多くの会員からの具体的な提案が多く出されている。また、2003年3月に「研究者の育児支援」に関するシンポジウムをJAICOWSと共催で開催した。しかし、育児休暇・育児休業中の研究者への一時的在宅研究制度・家事支援のための費用補助、育児休暇・育児休業後の研究再開奨学金など、研究を継続できるための新しい制度についてはまだ着手されておらず、今後具体的な形を提示していくことが重要である。

なお、文部科学省の科学技術・学術審議会の研究費部会（池端雪浦座長）では、従来は科研費の研究期間中に6ヶ月以上研究が遂行できない場合、研究の廃止か代表者の交代を行わねばならず、育児休業をとるのが困難であったのを改め、1年間の研究の中断を認め、1年後に再開できるよう運用を弾力化することを大筋で了承し、今後文部科学省で実際の手続きを検討することになった。

（項目4）人事選考の仕組みを改善すること。

特段の取り組みを行わなかった。

（項目5）セクシュアル・ハラスメント防止のための諸制度を整備し、実態を公表すること。

セクシュアル・ハラスメント（SH）防止に対する取り組みは、国立大学協会からの呼びかけもあり、各大学で対策委員会・相談室・提訴委員会・罰則規定等が整備され、冊子の発行や学習会なども開かれるようになってきている。それらの経験交流も兼ねて2002年12月24日に、本特別委員会が主催したシンポジウム「学術の世界におけるセクシュアル・ハラスメント加害と被害」を開催した。まだまだ問題の根は深く、今後多方面から取り組んでいく必要が強調された。また、各大学で「男女共同参画シンポ」が行われるようになり、そこでもキャンパス・セクハラ問題が取りあげられるようになっている。ゆっくりとではあるが、問題の認識は広がりつつある。

（項目6）文部科学省科学研究費補助金の申請条件を改善すること。

ワーキング・グループとして、要求項目の整理を行っている段階である。

（項目7）学協会における役員等の選出において、男女の会員数の比率を尊重すること。

第19期の学術会議会員選出のための学協会の「学術団体登録」の際に、学協会の役員・会誌編集委員および会員数の男女比率を書く欄を設けることにした。これにより、これらのデータから学協会における男女共同参画

の実態を把握することが可能となったので、これを集計した。

(項目8)公私の別なく、研究者が自ら希望する名称を使用できるようにすること。

2001年春の総会において日本学術会議会員に対して、「研究者の別姓使用について」のアンケート調査を行った。その結果は、『学術の動向』2001年11月号に掲載しているが、会員の過半数から別姓・通称使用についての支持が得られている。なお、2001年4月より文部科学省の研究者登録で通称名使用が可能となり、国立大学ではこの項目は実現した。しかし、私立大学においては、なお戸籍名を強制している大学もあり、2002年8月に特別委員会委員長名で、私立大学連合に要請文を送付した。

以上のように、ワーキング・グループとして、「要望」に記載された項目について、実行可能なものから採り上げて活動を行い、また第18期日本学術会議会員へのアンケート調査を2度行って『学術の動向』にその結果を報告してきた。実際には、研連委員全体に対するアンケート調査を行う方が実態をより広く把握できると思うが、そのシステム(研連委員全体への電子メールシステムのようなもの)がなく、整理作業にアルバイトを雇用することもできないので、そのような調査ができなかった。今後、調査のための予算措置と電子メールシステムを構築されることを希望したい。

日本学術会議における私たちの取り組みと歩を合わせるように男女共同参画会議基本問題専門調査会が2003年4月に出した『女性のチャレンジ支援策について』において、「研究分野におけるチャレンジ支援策」が1つの項目として取り上げられており、本ワーキンググループが取り組んできた課題についてポジティブ・アクションをとるよう提言している。全体として改善措置が進んでいるといえる。

